避難所運営に関する資料等

①災害時避難所の安全点検

|  |
| --- |
| ※応急危険度判定調査の前に、施設の安全性を概略チェックする。 |

○安全点検の方法

ア　日常の安全点検表を基準にして行うが、状況によっては新たな点検項目を作り、安全

　　点検表に点検結果を記入する。

イ　結果の判定はA、B、Cで行う。（Aは良好、Bは施設内の管理活動で措置可能、Cは

施設内の管理活動で措置不可能）

　　　　ウ　点検実施にあたっては形式に流されることなく被害状況を考慮し、子供の目線で見た

り、薬品が漏れていないかなどを具体的に見る。

災害時避難所（学校の例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該施設 | 区分 | 評価(A・B・C） | 確認事項 |
| 校舎内 | 天井の破損 |  | 亀裂があるか。壁が落ちているか。ゆがみがあるか。 |
| 床の破損 |  |
| 腰板の破損 |  |
| 窓枠の破損 |  |
| 出入口のドア |  |
| 教室、廊下 | 窓ガラスの破損 |  | 破損はどこか。飛散したりしていないか。 |
| 教室 | ロッカー、机、椅子、教卓、黒板、テレビ、戸棚、スピーカ、傘立て、靴箱 |  | 転倒したり、移動したりしていないか。 |
| 階段 | 防火シャッター |  | 通れるか。閉まっていないか。 |
| 非常階段 |  |
| 手洗場、便所 | 水道 |  | 水道管が破損していないか。水漏れがないか。 |
| 校庭 | 体育固定施設、遊具施設 |  | 転倒したり、移動したりしていないか。ぐらつきがあるか。亀裂があるか。ゆがみがあるか。曲がっていないか。 |
| プール | シャワー、浄化消毒装置、排水口 |  | 亀裂があるか。水漏れがあるか。水道管が破損していないか。 |
| その他 | 備品類他 |  | 転倒したり、移動したりしていないか。 |

注：校長室、職員室のほか理科準備室、保健室などは、施設管理者が立会いのもと行うものとする。

　　　　　　　※１級建築士などの資格をもつ住民などの協力を求めます。

　　　　　　　※安全性が判断できない場合は、区災害対策本部による判定を依頼します。

避難所の閉鎖に向けて

１．避難者の意向調査

・区と協力して避難者の生活再建に向けた意向調査を実施します。（避難者管理班）

・意向調査は、世帯ごとに次の事項などを調査します。

ア）住居の見通し（住居の修理、建替え、公営住宅等への入居など）

イ）仮設住宅への入居希望

ウ）今後の生活見通し

２．避難所の縮小

・総務班は、段階的に避難所利用スペースを縮小し、学校教育の再開に向けて協力します。

３．避難所の統合

・避難者の状況を踏まえ、区災害対策本部と協力して、学校教育の再開を目的に避難所の統合を行います。（総務班）

・避難所の統合に伴い、避難所運営委員会を再編します。（総務班）

・避難所の統合に伴い、新たに避難者組の編成を行い、避難者名簿を作成します。（避難者管理班）

・必要に応じてボランティアの支援を受けて、災害時要援護者への支援を行います。（救護班）

４．避難所の閉鎖

①避難所運営委員会は、避難者の状況を把握し、区災害対策本部と協力して避難所閉鎖に向けた準備を行います。

②避難者に向けて、避難所閉鎖の広報を行います。（避難者管理班）

③避難者の協力を得て、避難所の清掃を行い、学校施設管理者に施設を引き渡します。（衛生班）

④避難所で保管していた書類や物資等は区災害対策本部へ引き継ぎます。（総務班）

要配慮者ごとの配慮の工夫

●視覚障がい

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊災害時には状況が変化し、日ごろ生活している場所であってもいつもどおりの行動ができないこともあるので配慮します。＊安否確認及び災害時避難所等への誘導を行います。声をかけて、周りの状況を伝え、どのように誘導すればよいか本人に確認します。 |
| 避難所生活 | ＊音声による情報伝達及び状況説明が必要です。できるだけ具体的な表現にします。館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流します。＊避難所内の案内やトイレ、水道の場所などの場所確認のための誘導を行います。＊細やかに声かけをするようにします。＊本人の意向を確認の上、周囲の状況が把握しやすい場所（入口や通路の近く、トイレに行きやすい場所など）で過ごせるように配慮します。＊仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するなど、移動が安全に行えるように配慮します。＊盲導犬同伴の場合は、避難所内で同伴が可能か検討します。状況に応じて別室を用意するなど配慮します。＊視覚障がいには、全盲の方だけでなく、見える範囲が狭くなった視野狭窄や特定の色の識別が困難な色覚特性などがあり、障がいの状態は様々であることを理解し、配慮します。 |

●聴覚障がい

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊文字情報によって状況説明を行い、災害時避難所等へ誘導します。相手の視野に入り合図をして、筆談や身ぶり手ぶり、絵、携帯電話の画面メモなどを使って情報を伝えます。＊安否確認等で住戸を訪れる場合は、懐中電灯で照らすなど見て分かる方法も実施します。 |
| 避難所生活 | ＊コミュニケーション手段を本人に確認します。本人にも他の方に分かるように示してもらうようにします。（例えば、リボンをつけてもらうなど）＊掲示板や紙を活用した情報提供を行い、音声により連絡する内容は、必ず文字で掲示・伝達します。日時を入れ分かりやすい言葉を使います。手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明を行います。＊手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮します。＊聴導犬同伴の場合、避難所内で同伴が可能か検討します。状況に応じて別室を用意するなど配慮します。 |

●肢体不自由

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊自力で避難が困難な場合、車いすやストレッチャー等の移動用具等を使って避難を支援します。＊ガレキなどにより、車いす等で身動きがとれない場合には、複数人で抱えて移動するなどします。 |
| 避難所生活 | ＊車いすが通れる通路を確保します。＊本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮します。また、洋式トイレが確保できたら、優先的に利用できるようにします。＊介助犬同伴の場合、避難所内で同伴が可能か検討します。状況に応じて別室を用意するなど配慮します。 |

●内部障がい

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊本人または家族にどのような支援・配慮が必要か確認します。＊常時使用している医療機材や医薬品を携帯するとともに、自力で避難が困難な場合には車いすやストレッチャー等の移動用具を使って避難を支援します。 |
| 避難所生活 | ＊人工透析患者や糖尿病患者の場合は、食事や医薬品の制限等があることについて、配慮が必要です。＊人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要です。＊医療機材の消毒・交換のための治療スペース、医療機材の確保などに配慮します。＊オストメイト（人工肛門・人工膀胱装用者）においてはトイレや水道などの水洗い場・補装用具置き場等が必要になります。＊各種装具・器具等の電源確保が必要になります。＊食事制限の必要な人の確認なども必要になります。＊医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送します。 |

●知的障がい／発達障がい

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊急な環境の変化が苦手で、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりすることがあります。やさしく落ち着いた態度で声をかけて話を聞くなど、不安を和らげるようにします。動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切です。＊１人では危険の察知ができず、状況の判断ができない場合もありますので、危険であることをわかりやすく伝えて、必要に応じて避難行動をともにします。＊障がいの個人差が大きいため、できるかぎり家族や日常の支援者に配慮すべきことを聞く、または同伴してもらうことが望ましいです。 |
| 避難所生活 | ＊具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく情報を伝えます。また、絵や図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝えます。＊周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあります。適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要です。家族や日常の支援者とともに対応することが望ましいです。＊障がい特性により、避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とのトラブルが起こることがあります。個室や仕切りのある部屋など限定された空間を用意するなど配慮します。 |

●精神障がい

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊災害発生時には、精神的な動揺が激しくなる場合や必要な訴えや相談ができなくなる場合があります。やさしく声をかけて話を聞くなど、不安を和らげるようにします。また災害の状況などを伝えるとともに、無理のない方法で避難を誘導します。＊動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切です。＊普段から服用している薬を携帯するように促します。 |
| 避難所生活 | ＊避難所等の集団生活になじめないこともあるので、孤立しないように、知人や仲間と一緒に生活できるように配慮します。＊具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝えます。 |

●アレルギー疾患

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊普段から服用している薬や個別でのアレルギー対応食品の備蓄品等を携帯するよう促します。 |
| 避難所生活 | ＊食物アレルギーにおいて、エビ、カニ、小麦、そば、卵、落花生については、頻度が多く、かつ、重篤なショック症状を引き起こす可能性があるので、これらの材料が入っている場合は、明示することも必要になってきます。＊流通が改善するまでは、アレルギー対応食品の入手が困難になることが想定されますが、早期にアレルギー対応食品の要請などを行うことも必要になります。 |

●その他医療ケア等が必要な方

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊人工呼吸器や吸引器、人工透析器、在宅酸素、経管栄養等の生命維持のための緊急的な医療援助や特殊な薬剤などを必要とする人がいます。 |
| 避難所生活 | ＊難病の方などは、疾病により状態が様々で、疲れやすい人も多く、また、外見上はわかりにくい症状に悩まされている方も多くいます。そういったことを理解し、配慮する必要があります。＊運動・動作に不自由がある方には、自力での衣服の着脱や食事、排泄等が困難な場合があることを理解し、配慮します。＊重度の心身障がいがある方など、免疫力が低いがあることを理解し、配慮します。＊緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送します。 |

□高齢者

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊見守りや介助等の支援が必要になる場合があります。 |
| 避難所生活 | ＊本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮します。＊プライバシーに配慮した介護スペースの確保に努めます。＊認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに、気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮します。＊衣服の着替えや入浴の状況を確認します。＊転倒に注意します。＊洋式トイレの設置・確保に配慮します。＊体力が低下しないよう、食事がとれているか、トイレに行っているか、可能な範囲で体を動かしているかなど、声かけをします。 |

□乳幼児／子ども

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊保護者がいても、複数の乳幼児を抱えている場合は、避難誘導等で支援が必要な場合があります。 |
| 避難所生活 | ＊粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保します。＊プライバシーに配慮した授乳や着替えの場所の確保に努めます。＊生活リズムを整え、遊び場や時間を確保します。＊スキンシップをとって安心感をもてるようにします。＊外見上では判断できない精神的・身体的問題を把握できるよう、細やかに声かけをするなど配慮します。＊室内環境を整え、居室の温度調整に配慮します。 |

□妊産婦

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊妊娠後期は、特に、腹部が大きくなることから足元が自分ではよく見えず、身動きがとりにくく、少しの歩行でも息があがることがあることから、避難に支援が必要な場合があります。 |
| 避難所生活 | ＊十分な栄養（栄養食品等）が取れるよう配慮します。＊感染症などへの対応や心のケアなど体調管理の徹底に配慮します。＊居室の温度調整（体を冷やさないようになど）ができるよう配慮します。＊妊娠の時期は、母体の健康だけでなく健やかな子どもの出産に向けて重要な時期であると同時に、妊婦の心身の変化が大きい時期であることを理解し、配慮します。＊出産後は、精神的にも身体的にも負担がかかりやすい時期であることを理解し、配慮します。＊着替えや授乳時にプライベートに配慮した空間の確保に努めます。 |

□日本語に不慣れな外国人

|  |  |
| --- | --- |
| 避難行動 | ＊日本語を十分に理解できない場合は、災害情報や避難情報などがうまく伝わっていない場合があります。＊地震や津波、台風などの無い国からきた外国人は、これらの災害経験が極端に少ない、またはまったく無い場合があるため、適切な避難行動ができないことが考えられます。 |
| 避難所生活 | ＊地震を経験したことのない人もおり、パニックに陥ることも想定されますので、冷静に正確な情報などを伝えることが必要になります。＊図やイラストを活用するなど、分かりやすく伝えるようにします。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるなど配慮します。＊生活習慣や文化・考え方の違い、宗教上の制限など、日本とは異なることがあることを知って配慮することが大切になります。（服装や食事、礼拝の習慣、入浴等の習慣の違い等）＊言葉の障壁等から、災害時に孤立してしまうことがあることを理解し、配慮します。 |

要配慮者への支援や配慮は、そのときの状況や配慮者ごとにそれぞれ異なりますので、本人や家族の意向、状況・状態を確認した上で対応することが大切です。また、要配慮者の中には、一見、障がい等があるように見えない方や、自身の障がいや状況・状態をうまく伝えることができない方がいることを理解しておきましょう。

一方で、配慮する方・支援する方も被災者であり、災害時においては要配慮者への配慮が行き届かないことも起こりえることを、要配慮者に理解いただくとともに、日頃から要配慮者への啓発活動やコミュニケーションを図っていくことも重要です。

避難者の中に、医療関係者や福祉関係者、外国語の会話ができる方がいれば、

協力を求めましょう。